

石綿使用建築物等 解体業務特別教育

事業者は、石綿が使用されている建築物の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業に従事する労働者に対し、石綿粉じんへのばく露防止対策のための教育をしなければならないことが義務付けられています。

本講習は、事業者様に代わり当協会が教育を行うもので、規定の教育を修了された方に当協会規定の修了証を交付します。

開催日時	令和5年4月10日（月） 《時間》 9:00～15:00 （8:50 集合）
開催場所	一関職業訓練協会（一関市職業訓練センター） 岩手県一関市舞川字西平 8-2
受講資格	満18歳以上の方
受講料	会員 6,000 円 一般 7,000 円 振込先 一関信用金庫 山目支店 普通 0126133 職業訓練法人一関職業訓練協会 会長 菅原良男
定員	30 名
申込方法	以下のものを準備の上、提出して下さい。 【受付：平日 8:30～17:00】 (1)申込書 (2)受講料 (3)写真1枚（30mm×24mm、裏面に氏名を記入すること）
申込締切	令和5年4月3日（月）
携行品等	筆記用具、昼食、印鑑（修了証受取時に必要）
その他	(1)申し込みが定員に達し次第締め切らせていただきます。 (2)申込者が少数の場合は中止となることがありますのでご了承ください。 (3)申込締切後にお客様のご都合でキャンセルされる場合、納入済みの受講料は一切返金できかねますのでご了承ください。

お問い合わせ
お申し込みは

職業訓練法人一関職業訓練協会

TEL 0191-31-7030 FAX 0191-31-7060

〒021-0221 岩手県一関市舞川字西平 8-2 URL <http://ichikun.jp/>